

杏林大学事務職員行動規範

制定 平成19年10月15日

この事務職員行動規範は、「杏林大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程」第8条第2項に基づき、公的研究費執行に際してとるべき事務職員の責任ある行動として、共通認識を有すべき事項を行動規範として定め、この規範の遵守を徹底することにより、本学における円滑かつ効率的な研究業務等の遂行に資するための事務業務が適正に行われることを目的とする。

- 1 事務職員は、公的研究費の原資が国民の税金であることを認識し、常に説明責任を有していることを自覚して、国民の信頼に応えるようその職責の遂行に全力を尽くさなければならない。
- 2 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保し、効率的な研究推進を目指した事務を行う立場にあるとの認識にたつて業務を遂行しなければならない。
- 3 事務職員は、研究活動の特性等を充分理解した上で、業務に当たらなければならない。
- 4 事務職員は、本学が目指す高度な研究活動の推進に資するため、その業務の遂行に当たって研究者との連携に充分配慮しなければならない。
- 5 事務職員は、業務の遂行に当たって本学の規程等関係法令を遵守し、適正に執行しなければならない。

附 則

この規範は、平成19年11月 1日から施行する。